

# 令和3年度山形県スタートアップ（創業）支援事業費補助金 （追加募集）募集要領

## 1 目的

本事業は、山形県の産業を牽引する中核的ビジネスの担い手となるスタートアップの創業を支援するため、創業時及び事業化に係る経費について補助金を交付するものです。

## 2 補助事業の概要

### (1) 補助対象事業

次の事業を補助対象事業とします。事業の評価のポイントは、5(2)審査基準を参照してください。

事業区分	事業内容
I 創業立ち上げ事業	令和3年4月1日から令和4年2月28日までに創業した者又は創業する者が、 <u>山形県の中核的ビジネスの創出につながる新たなビジネスアイデアの事業化に向け、事業の立ち上げに取り組むもの</u>
II 事業化促進事業	平成31年4月1日から令和4年2月28日までに創業した者又は創業する者が、 <u>山形県の中核的ビジネスの創出につながる新たなビジネスアイデアの事業化に取り組むもの</u>

事業区分Iは創業1年目の企業の創業期の立ち上げ経費を支援するもの、事業区分IIは創業1～3年目の企業の事業化を促進するための経費を支援するものです。

事業区分I、IIの両方に応募することも可能ですが、事業区分IIの審査では、創業年に事業が一定程度進捗し、本補助金を活用することで更に事業が加速するかという点を審査します。

令和2年度に本補助金の交付を受けた場合も応募可能です（事業区分IIの補助金交付は累計2回まで）。

また、過去（令和2・3年度）に本補助金に応募し、不採択となった場合も、事業計画を見直して、再度応募することも可能です。

具体の事業例示は以下のとおりです。

#### 【産業分野】

- 1 医療、福祉、健康
  - 2 スマート農業（農業のIT化、ロボット化）
  - 3 次世代モビリティ
  - 4 環境、エネルギー
  - 5 日本酒、ワインなどの地域特産品や伝統産業を活用したサービス
  - 6 移住、観光、ワーケーションなど、地方に人を呼び込む又は地方と地方をつなぐ産業
- など

#### 【技術分野】

- 1 有機エレクトロニクス
  - 2 バイオテクノロジー
  - 3 AI、IoT、ロボット
  - 4 デジタルテクノロジー
- など

## (2) 補助対象経費

次に掲げる経費で、事業の遂行に必要なものを対象経費として認めます。

事業区分	補助対象経費
I 創業立ち上げ事業	市場調査費(委託費、専門書購入費)、専門家 <sup>※1</sup> の費用(謝金・旅費・委託費)、評価・実証試験・試作品製作に要する費用(試験委託費、材料費、製作委託費)、広告宣伝費(HP作成費用、パンフレット作製費用)、工事費 <sup>※2</sup> 、機械装置・工具・器具購入費、備品等 <sup>※3</sup> 購入費、リース料、事務所等賃借料、光熱水費、通信費、従業員の人件費
II 事業化促進事業	専門家 <sup>※1</sup> の費用(謝金・旅費・委託費)、評価・実証試験・試作品製作に要する費用(試験委託費、材料費、製作委託費)、知的財産権関連経費 <sup>※4</sup> 、展示会出展費用(出展料、旅費)、認証取得関係経費

※1 コンサルタント、税理士、会計士、社会保険労務士、行政書士、司法書士など

※2 工事費は単価 50 万円未満とする

※3 機械装置・工具・器具、備品等の物品は 10 万円未満とする

※4 出願手数料、審査請求料及び登録料を除く

※5 次の経費は補助対象経費として認められない

- ・交通費のうち、グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金
- ・消費税及び地方消費税に係る経費(旅費等の内税を含む)
- ・収入印紙、振込に係る手数料
- ・行政機関等からの他の補助金等を充当する経費

## (3) 補助率・上限額

事業区分	補助率	上限額
I 創業立ち上げ事業	2分の1以内	150 万円
II 事業化促進事業	2分の1以内	100 万円

## (4) 補助対象期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間

## 3 応募資格要件

### (1) 応募資格

次に掲げる要件を満たしている必要があります。

- ① 県内において、補助対象事業を行う中小企業者であること。
- ② 事業区分 I は令和3年4月1日から令和4年2月28日までに、事業区分 II は平成31年4月1日から令和4年2月28日までに、株式会社等の設立の登記を行い、その代表者であること。
- ③ 登記上の所在地が県内にあること。
- ④ 主たる事業拠点が県内にあること。
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ⑥ 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)又は消費税を滞納していないこと。

- ⑦ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のないものを除く。）。
- ⑧ 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内または、交付申請日後、交付決定の日までの間に不正受給をした事業主でないこと。
- ⑨ 労働保険料を滞納していないこと（応募申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと）。
- ⑩ 応募申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主であること。
- ⑪ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生または再生手続きを行っていないこと。
- ⑬ 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- ⑭ 山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められること

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

## (2) 欠格事項

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかな場合
- ② 提出書類に虚偽があった場合
- ③ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④ その他不正行為があった場合

## 4 応募手続きについて

### (1) 募集期間

令和3年10月4日（月）～11月5日（金）まで

## (2) 応募書類

- ① 応募申請書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 収支予算書（様式3）
- ④ 定款の写し※
- ⑤ 現在事項全部証明書の写し※
- ⑥ 会社概要がわかるパンフレット等の資料※  
※法人設立済の場合のみ提出

## (3) 提出部数

- ①～③ 7部（正本1部、副本6部）
- ④～⑥ 1部

## (4) 提出先及び提出方法

提出書類に必要事項を記載のうえ、下記担当に御提出ください。

提出は郵送又は持参とします。募集期間最終日の午後5時まで到着したものを有効とします。持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日とします。

### 【提出先】

山形県産業労働部工業戦略技術振興課ものづくり振興担当  
〒990-8570 山形県松波2丁目8番1号

## 5 選考方法

別に設置する審査会において審査を行い、予算の範囲内で事業の採択を決定します。

### (1) 選考方法

審査会にて、応募者によるプレゼンテーションを実施し、応募書類とプレゼンテーションの内容を審査し、決定します。応募者多数の場合、書面による事前審査を行い審査会でプレゼンテーションを行う応募者を選定する場合があります。

なお、審査結果に対する異議は一切受け付けません。

[日程] 令和3年11月中旬～下旬頃（予定）

[場所] オンライン形式

### (2) 審査基準

次の審査項目について審査を行い、特に、県の産業を牽引する中核的ビジネスへつながるか、「事業規模、将来的な雇用創出」を重視します。

加えて、事業区分Ⅱの審査では、事業が一定程度進捗し、本補助金を活用することで更に事業が加速するかという点を審査します。

- ①事業の必要性
- ②事業の市場規模
- ③事業の成長性
- ④地域課題への効果
- ⑤雇用の創出
- ⑥事業実施体制
- ⑦資金調達

審査項目についての審査に加え、やまがたビジネスプランコンテストで表彰された方・企業が、その事業化に関する内容で応募した場合は加点を行います（最優秀賞5点、イノベーション賞3点、フューチャー賞3点、アントレプレナーシップ賞3点）。

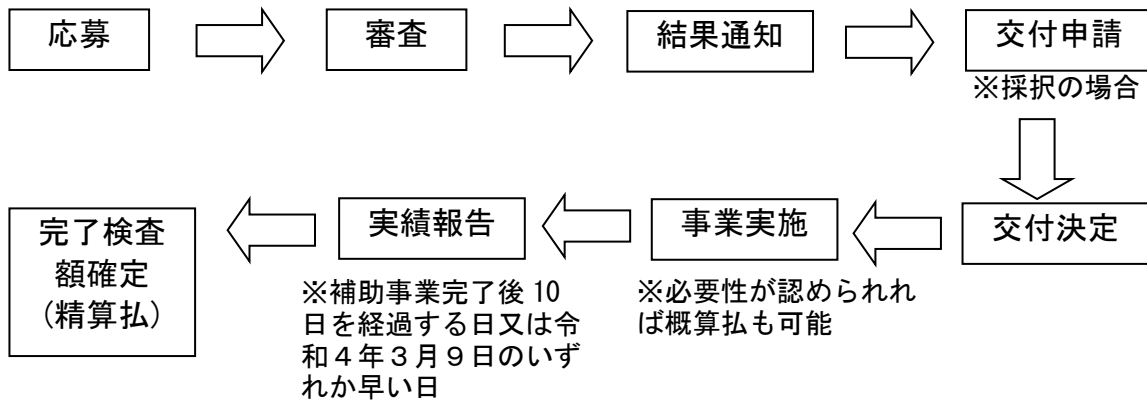
### (3) 結果の通知

審査結果は文書で通知します。なお、採択された応募者には、別に定める補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を提出していただき、補助金の交付決定を行います。

### (4) 採択予定数

- |            |      |
|------------|------|
| I 創業立ち上げ事業 | 1件程度 |
| II 事業化促進事業 | 2件程度 |

## 6 補助事業の流れ



## 7 その他留意事項

- (1) 提出された書類は、原則としてお返ししませんので御注意ください。
- (2) 令和 4 年 2 月 28 日までに法人設立できなかった場合は、補助事業者の要件を満たさないので、交付決定を取り消します。
- (3) この補助金は国の交付金を活用したものですので、補助金の交付を受けた事業主の方は国の会計検査の対象となることがあります。当該補助事業に係る経理を他の事業と明確に区分してください。会計検査の対象となった場合は、書類の提出など検査に協力していただきます。
- (4) 採択された場合、補助事業の概要、企業名、代表者名、所在地をホームページ等により公表することがありますので、御了承ください。
- (5) 事業終了後、事業の成果等を確認するため、アンケート調査等をお願いすることがありますので、御協力願います。また、必要に応じて事業成果の発表、事例集等への協力をお願いする場合がありますので、御了承ください。

## 8 問い合わせ・提出先

〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号  
山形県産業労働部工業戦略技術振興課 ものづくり振興担当  
電話 023-630-2358 FAX 023-630-2695